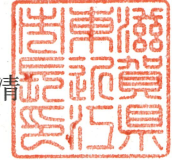


東 人 第 1401 号

令和8年9月28日

東近江市特別職報酬等審議会会長 様

東近江市長 小 椋 正 清



東近江市議会議員の報酬及び市長等の給料並びに政務活動費の額について（諮問）

東近江市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 東近江市議会議員の報酬の額について
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について
- (3) 東近江市議会における会派又は議員に対する政務活動費の額について

2 諮問の理由

社会経済情勢の変化、本市の財政状況及び県内他市や全国の類似団体の動向等を総合的に勘案し、市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額並びに政務活動費の額の改定等に関する条例を市議会に提出するに当たり、広く有識者からなる審議会の客観的かつ公正な意見を求めます。